

道路損害賠償責任保険特約書

鳥取県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により道路損害賠償責任保険に関する特約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの特約を履行しなければならない。

（保険契約）

第2条 乙は、この特約書並びにこの特約書添付の〇〇賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」という。）及び〇〇〇〇〇〇特約条項（以下「特別約款」という。）（契約の相手方が提示する約款名を記載する。）の規定に従い保険金を支払う責めに任ずる。

（特約の内容）

第3条 この特約に係る業務の内容は、別添道路損害賠償責任保険仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（保険期間）

第4条 この特約に係る保険期間は、令和8年10月1日午後4時から令和9年10月1日午後4時までとする。

（保険料）

第5条 この特約に係る保険料は、年額金〇〇〇〇〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第6条 この特約に係る乙の契約保証金は、これを免除する。

〔契約の保証を免除しない場合は削除し、次の条項による。〕

第6条 乙は、契約締結と同時に契約保証金として金〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの特約の内容を履行したときは、乙の請求により遅滞なく前項に定める契約保証金を乙に還付する。この場合において、返還する契約保証金には利息をつけない。

〔契約の保証を免除する場合は、削除する。〕

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この特約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、甲の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

（1）再委託の契約金額が保険料の額の50パーセントを超える場合

（2）再委託する業務にこの特約に係る業務の中核となる部分が含まれている場合

3 乙は、第1項の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負わせなければならない。

（守秘事項等）

第9条 乙は、この特約に係る業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、この特約に係る業務に従事する者並びに前条の規定によりこの特約に係る業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して前項の規定を遵守させなければならない。

3 甲は、乙が前2項の規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙に対し、契約の解除

又は損害賠償の請求をすることができる。

4 前3項の規定は、この特約に係る保険期間の満了後又は特約解除後も同様とする。

(目的外使用等の禁止)

第10条 乙は、この特約に係る業務に必要な情報等について、この特約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(特許権等の使用)

第11条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担する。

(本業務の調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙のこの特約に係る業務の履行状況について調査し、甲の職員を立ち合わせ、乙に報告を求めることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第13条 乙は、この特約に係る業務の履行内容が仕様書、普通保険約款及び特別約款又は甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(事故等発生時の対応義務)

第14条 乙は、事故等の発生によりこの特約に係る業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

2 前項の場合において、乙は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について甲と協議する。

(一般的損害)

第15条 この特約に係る業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 この特約に係る業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。

3 前2項の場合、その他この特約に係る業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たる。

(前金払)

第17条 甲は、乙の請求に基づき、この特約に規定する保険の始期前までに第5条の保険料を乙に支払わなければならない。

(任意解除)

第18条 甲は、次条又は第20条の規定によるほか、必要があるときは、この特約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により特約を解除する場合、特約解除の1月前までに文書により乙に通知す

る。この場合において、乙に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(催告による解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの特約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの特約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、始期を過ぎてもこの特約に係る業務に着手しないとき。
- (2) この特約に係る業務を遂行する見込みがないとき又はこの特約に係る業務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この特約に違反したとき。

2 乙は、前項の規定によりこの特約を解除された場合、違約金として保険料の額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この特約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(催告によらない解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの特約を解除することができる。

- (1) この特約に係る業務の履行不能が明らかであるとき。
- (2) この特約に係る業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) この特約に係る業務の一部の履行が不能である場合又はこの特約に係る業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは特約の目的を達することができないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条第1項の催告をしても特約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (7) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

2 乙は、前項の規定によりこの特約を解除された場合、違約金として保険料の額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この特約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(解除の制限)

第21条 第19条第1項各号及び前条第1項第1号から第4号までの規定に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による特約の解除をすることができない。

(賠償の予定)

第22条 乙が第20条第1項第5号に該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲がこの特約を解除するか否かにかかわらず、乙は、賠償金として保険料の額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、この特約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

2 乙は、第8条の規定によりこの特約に係る業務を甲の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

(専属的合意管轄裁判所)

第24条 この特約に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第25条 この特約に定めのない事項又はこの特約について疑義の生じた事項については、甲乙協議して定める。

上記の特約の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

[注] 電子契約の場合は「上記の特約の締結を証するため、この証書の電磁的記録を作成し、両者電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保存する。」と記入する。

令和 年 月 日

甲 住 所 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
氏 名 鳥 取 県
代表者氏名 鳥取県知事 平井 伸治

乙 住 所
商号又は名称
代表者氏名